

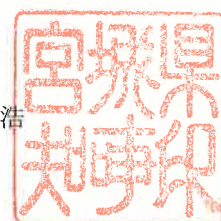
公 告

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 37 条の 2 第 1 項の規定により、次の 1 から 5 までのとおり気仙沼漁港に係る特定漁港施設の運営の事業認定申請書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、当該申請書を次の 6 において、令和 8 年 2 月 17 日から令和 8 年 2 月 25 日まで公衆の縦覧に供する。

なお、この特定漁港施設の運営の事業認定に関し、当該漁港の適正な運営の確保の見地から意見を有する者は、次の 7 により漁港管理者に意見書を提出することができる。

令和 8 年 2 月 17 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



1 申請者の名称

株式会社オノデラコーポレーション

2 特定漁港施設の運営の事業の名称

水産加工品製造業

3 特定漁港施設の運営の事業の内容

気仙沼産の水産物（メカジキ、ビンチョウマグロ、牡蠣等）を使用した水産加工品を製造する。

4 貸付けを受けようとする特定漁港施設の名称、規模、構造及び配置並びに貸付期間及び利用形態

(1) 名称、規模及び構造

特定漁港施設名	規 模	構 造
加工場用地	1,054.03 m ²	更地
加工場用地に係る盛土	2,126.23 m ³	土砂

(2) 配置図

別図に示すとおり（「別図」は省略し、その図面を縦覧場所に掲載する。）

(3) 貸付けを受けようとする期間（予定）

令和 8 年 5 月 1 日から令和 18 年 4 月 30 日まで

(4) 利用形態

貸付けを受けようとする用地には、廃業した水産加工業者が整備した加工施設がすでに存在しており、申請者が当該加工施設を競売取得し、修繕・改築して、事業を開始することを予定している。そのため、当該事業開始に併せて、当該用地を利用するもの。

5 特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものであることを明らかにするために参考となる事項

申請者が、この水産加工品製造業を運営することにより、当地域水産物の高付加価値化、気仙沼ブランドの構築、販路拡大及び水産業の持続可能性の向上を図ることができる。

6 縦覧場所

- (1) 宮城県庁（水産林政部漁港整備推進室）
- (2) 宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部
- (3) 宮城県ウェブサイト

(URL : https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gyofuku/hou37no2_jyuran.html)

7 意見書の提出期限の日時、提出先及び提出方法

- (1) 提出期限 令和8年2月25日（水）午後5：15

- (2) 提出先

ア 宮城県水産林政部漁港整備推進室漁港管理班

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号行政庁舎12階

gyoseigk@pref.miyagi.lg.jp

イ 宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部漁港管理班

〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 宮城県気仙沼合同庁舎2階

ksgyokok@pref.miyagi.lg.jp

- (3) 提出方法 (2.) 提出先のア又はイに郵送、持参又は電子メールで提出